

広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第二十六号

広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

広島県地方機関の長に対する事務委任規則（昭和三十九年広島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十五条（身体障害者更生相談所長への委任）」を

「第二十五条（身体障害者更生相談所長への委任）

」に改める。

第二十六条（県立病院長への委任）

第五条第一項中「第八号及び第九号」を削り、同項第二号中「主務部長」を「主務局

長」に改め、同項第六号の二中「第九号」を「第七号の四」に改め、同項第七号の四中「第九号」を「第十九号」に改め、同項第八号及び第九号を次のように改める。

八及び九 削除

第七条第二項ただし書を次のように改める。

ただし、第一号、第五号(五)から(七)まで及び第十号に掲げる事務については広島県広島地域事務所長、広島県芸北地域事務所長及び広島県東広島地域事務所長に、第二号(一)から(九)まで、(十)、(十一)及び(十二)、第三号、第五号(一)から(四)まで、第六号、第十五号(一)、(二)、(五)(六)、(七)及び(八)、第二十一号(一)から(三)まで及び(五)から(七)まで並びに第二十二号に掲げる事務については広島県広島地域事務所長に限り、第九号(一)、第十五号(三)、(四)、(七)から(九)まで及び(六)から(九)まで並びに第十六号に掲げる事務については広島県呉地域事務所長、広島県福山地域事務所長及び広島県備北地域事務所長を除き、第九号の二に掲げる事務については広島県広島地域事務所長及び広島県東広島地域事務所長に限り、第十五号(六)に掲げる事務については広島県備北地域事務所長を、第三十号(一)から(三)まで、第三十三号(一)及び第三十六号に掲げる事務については広島県呉地域事務所長、広島県東広島地域事務所長及び広島県尾三地域事務所長を除き、広島県呉地域事務所長、広島県東広島地域事務所長及び広島県尾三地域事務所長にあつては第三十号(四)から(六)まで、(七)から(九)まで及び(十)から(十二)までに掲げる事務については産業廃棄物に係るものに限る。

第七条第二項第三号を次のように改める。

三 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの

- (一) 第十四条第四項の規定により生活保護法第二十四条第一項の規定の例により行う支援給付の開始及び同条第五項において準用する同条第一項の規定の例により行う支援給付の変更

- (二) 第十四条第四項の規定により生活保護法第二十五条第一項及び第二項の規定の例

により行う職権による支援給付の開始及び変更

(三) 第十四条第四項の規定により生活保護法第二十六条の規定の例により行う支援給付の停止及び廃止

(四) 第十四条第四項の規定により生活保護法第二十七条第一項の規定の例により行う支援給付を受けている者に対する指導及び指示

(五) 第十四条第四項の規定により生活保護法第二十七条の二の規定の例により行う支援給付を必要とする状態にある者からの相談に対する助言

(六) 第十四条第四項の規定により生活保護法第二十八条第一項の規定の例により行う支援給付を必要とする状態にある者に対する調査及び検診の受診命令

(七) 第十四条第四項の規定により生活保護法第二十八条第四項の規定の例により行う支援給付の申請の却下並びに支援給付の変更、停止及び廃止

(八) 第十四条第四項の規定により生活保護法第三十条から第三十七条の二までの規定の例により行う支援給付の方法の決定

(九) 第十四条第四項の規定により生活保護法第六十二条第三項の規定の例により行う支援給付の変更、停止及び廃止並びに同条第四項の規定の例により行う弁明の機会との供与

(十) 第十四条第四項の規定により生活保護法第六十三条の規定の例により行う支援給付を受けている者が返還する額の決定

(十一) 第十四条第四項の規定により生活保護法第七十六条第一項の規定の例により行う遺留金品の処分

(十二) 第十四条第四項の規定により生活保護法第七十七条第一項の規定の例により行う費用の徴収（電子計算組織により作成する納入通知書による納入の通知を除く。）

並びに同条第二項の規定の例により行う扶養義務者との協議及び家庭裁判所への申立て

(十三) 第十四条第四項の規定により生活保護法第七十八条の規定の例により行う費用の徴収（電子計算組織により作成する納入通知書による納入の通知を除く。）

(十四) 第十四条第四項の規定により生活保護法第八十条の規定の例により行う支援給付を受けている者に対する金品の返還の免除

(十五) 第十四条第四項の規定により生活保護法第八十一条の規定の例により行う後見人選任の請求

第七条第二項第四号を次のように改める。

四 削除

第七条第二項第六号の二を削り、同項第九号を次のように改める。

九 児童福祉行政指導監査実施要綱に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの

(一) 助産の実施、母子保護の実施及び保育の実施を行う市町における児童福祉施設の措置費等についての事務処理状況に関する指導監査の実施

(ニ) 児童扶養手当の事務処理を行う市町における児童扶養手当の支給事務処理状況に関する指導監査の実施

第七条第二項第九号の次に次の一号を加える。

九の二 特別児童扶養手当等支給等事務指導監査要綱に基づく知事の権限のうち、特別児童扶養手当の認定請求書等の受理及び審査を行う市町における事務処理状況に関する指導監査の実施

第七条第二項第十一号(一)中「第六条の三第一項及び第二項」を「第六条の二第一項」に改め、「連絡調整」の下に「、必要な援助等の実施」を加え、「及び市町に対する必要な援助等の実施」を削り、同号中(ハ)を(九)とし、(七)を(八)とし、同号(六)中「第十五条の二」を「第十五条の二第一項」に改め、同号(六)を同号(七)とし、同号中(五)を(六)とし、(四)を(五)とし、(三)を(四)とし、(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

(二) 第六条の二第二項の規定による市町に対する必要な助言の実施

第七条第二項第十二号から第十四号までを次のように改める。

十二から十四まで 削除

第七条第二項第十五号中(一)を削り、(二)を(一)とし、(三)を(二)とし、(四)を(三)とし、(五)を(四)とし、(六)を(五)とし、(五)の次に次のように加える。

(六) 第三十三条の四の規定による理由の説明及び意見の聴取（助産の実施及び母子保護の実施に係るものに限る。）

第七条第二項第十五号中(ロ)を(四)とし、(四)を(ロ)とし、(五)を(四)とし、(三)を(三)とし、(二)を(三)とし、(一)を(二)とし、(一)の次に次のように加える。

(三) 第五十六条第八項の規定による官公署に対する書類の閲覧又は資料の提供の要求（第五十条第六号の三に掲げる費用に係るものに限る。）

第七条第二項第二十四号を次のように改める。

二十四 削除

第七条第二項第三十六号(三)中「第五条第四項」を「第五条第四項ただし書」に改め、同項第四十一号(九)を次のように改める。

(九) 放課後児童健全育成事業費県費補助金

第七条第二項第四十二号中「(ハ)、(イ)及び(ロ)」を「(ハ)、(イ)及び(ロ)、第三号(ニ)、(三)、(七)、(八)、(九)及び(十)」に改め、同条第三項ただし書を次のように改める。

ただし、第一号(四)から(八)までに掲げる事務については広島県呉地域事務所長及び広島県備北地域事務所長に限り、第七号、第二十九号並びに第五十七号(三)から(七)まで、(九)から(十)まで及び(ロ)から(四)までに掲げる事務については広島県尾三地域事務所長及び広島県福山地域事務所長を、第四十八号から第五十一号まで、第五十三号、第五十四号及び第六十五号から第六十七号までに掲げる事務については広島県芸北地域事務所長及び広島県備北地域事務所長を、第七十号(一)から(三)まで及び第七十二号に掲げる事務については広島県福山地域事務所長を除き、第八十八号(一)から(四)まで及び(六)から(九)まで、第八十九

号の二、第九十号(一)、(二)及び(ウ)から(ケ)まで、第九十号の二並びに第九十八号から第九十九号の二までに掲げる事務については広島県備北地域事務所長に限り、第八十八号(カ)から(ク)まで及び(コ)から(ケ)まで並びに第八十九号に掲げる事務については広島県呉地域事務所長、広島県芸北地域事務所長、広島県東広島地域事務所長及び広島県尾三地域事務所長を、第九十号(三)から(セ)まで及び(セ)から(ソ)までに掲げる事務については広島県呉地域事務所長及び広島県芸北地域事務所長を除き、第九十一号に掲げる事務については広島県東広島地域事務所長及び広島県備北地域事務所長に、第九十五号に掲げる事務については広島県東広島地域事務所長に、第九十六号、第九十七号及び第九十八号から第九十九号の二までに掲げる事務については広島県広島地域事務所長に、第一百二号から第一百二号の三までに掲げる事務については広島県呉地域事務所長に、第一百三号から第一百五号までに掲げる事務については広島県尾三地域事務所長及び広島県備北地域事務所長に限り、広島県呉地域事務所長、広島県芸北地域事務所長、広島県東広島地域事務所長、広島県尾三地域事務所長、広島県福山地域事務所長及び広島県備北地域事務所長にあつては第八十六号(一)から(ハ)までに掲げる事務については鳥獣による生活環境又は農林水産業に係る被害の防止を目的とするツキノワグマの捕獲及び愛がん飼養の目的で行う鳥獣の捕獲に係るものに限る。

第七条第三項第四号から第六号までを次のように改める。

四から六まで 削除

第七条第三項第九号から第十一号までを次のように改める。

九から十一まで 削除

第七条第三項第十二号中「農林中央金庫及び広島県信用農業協同組合連合会」を「被害農業者及び特別被害農業者」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十二の二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定に基づき都道府県が行う事務（平成十七年農林水産省告示第千二百三十六号）のうち、汚水処理施設整備交付金（農業集落排水施設の整備に係るものに限る。）の事務に係る知事の権限
第七条第三項第十三号を次のように改める。

十三 次に掲げる農畜水産業関係補助金等に係る広島県補助金等交付規則に基づく知事の権限（草地畜産基盤整備事業及び畜産環境総合整備事業以外の事業に係る補助金等にあつては、補助金等の交付を受ける組合その他の団体で、その地区が三以上の地域事務所の所管区域にわたるものを除く。）

(一) 広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱による補助金等のうち、次に掲げるもの

- (1) 広島中部台地農業振興対策事業費補助金
- (2) 就農研修資金償還金助成事業費補助金
- (3) トレーサビリティ導入支援事業費補助金

- (4) 園芸産地構造改革推進事業費補助金
- (5) 米需給調整対策事業費補助金
- (6) 広島米づくり推進対策事業費補助金
- (7) 地先定着型魚種資源増大対策事業費補助金
- (8) 拠点漁協育成強化事業費補助金
- (9) 漁場環境向上対策事業費補助金
- (10) 漁場基盤改良事業費補助金
- (11) 農村基盤整備推進事業費補助金
- (12) 企業参入農地再生事業費補助金
- (13) 農地・水・環境保全向上対策事業費補助金
- (14) 農業振興資金利子補給補助事業（同和対策農林漁業振興資金（漁業近代化資金に限る。）、大家畜経営活性化資金及び大家畜経営改善支援資金に係るものに限る。）に係る補助金
- (15) 漁業振興資金利子補給補助事業に係る補助金
- (16) 小規模・高齢化集落支援モデル事業費補助金
- (二) 農業振興対策事業費補助金等交付要綱による補助金等（経営構造対策事業及び新山村振興等農林漁業特別対策事業に係るものを除く。）
- (三) 広島県農林漁業災害資金補助金等交付要綱による補助金等（漁業者及び林業者に對する貸付けに係るものに限る。）
- (四) 食品流通対策事業補助金交付要綱による補助金（卸売市場整備事業に係るものに限る。）
- (五) 広島県農業生産総合対策等補助金交付要綱による補助金等
- (六) 広島県畜産振興事業補助金交付要綱による補助金
- (七) 広島県漁業近代化資金利子補給要綱による補助金等
- (八) 広島県水産振興事業補助金交付要綱による補助金等（漁港施設の整備に係るものを除く。）
- (九) 下水道事業債等償還基金交付金交付要綱による交付金（漁業集落排水施設の整備に係るものを除く。）
- (十) 広島県農村整備関係事業補助金交付要綱の対象事業に係る補助金

第七条第三項第二十号から第二十二号までを次のように改める。

二十から二十二まで 削除

第七条第三項第三十四号から第四十一号までを次のように改める。

三十四から四十一まで 削除

第七条第三項第五十五号を次のように改める。

五十五 削除

第七条第三項第一百七号(二)中(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、(5)を(4)とし、(6)を(5)

とし、(7)を(6)とし、(8)を(7)とし、(9)を(8)とし、(10)を(9)とし、(11)を(10)とし、(12)を(11)とし、(13)を(12)とし、(14)を(13)とし、(15)を(14)とし、(16)を(15)とし、(17)を(16)とし、(18)を(17)とし、同条第四項中「、第一号及び第二号に掲げる事務については広島県東広島地域事務所長を」及び「、第七十四号(ニ)」を削り、「広島県呉地域事務所長及び広島県福山地域事務所長に」に、「及び第七十四号(一)に掲げる事務については広島県呉地域事務所長、広島県芸北地域事務所長及び広島県備北地域事務所長を」を「に掲げる事務については広島県広島地域事務所長(広島県広島地域事務所建設局廿日市支局の担当区域を除く。)」に、「第七十三号に掲げる事務については広島県芸北地域事務所長及び広島県尾三地域事務所長を」を「第七十三号に掲げる事務については広島県呉地域事務所長及び広島県東広島地域事務所長(広島県東広島地域事務所建設局竹原支局の担当区域に限る。)」に、「第七十四号(一)に掲げる事務については広島県広島地域事務所長(広島県広島地域事務所建設局廿日市支局の担当区域を除く。)」及び広島県福山地域事務所長に限り」に改め、「、第百三号から第百五号までに掲げる事務については広島県呉地域事務所長、広島県東広島地域事務所長及び広島県備北地域事務所長を」を削り、同項第二十一号中(五)を(七)とし、(四)を(六)とし、(三)を(五)とし、(二)を(四)とし、(一)の次に次のように加える。

(二) 第十三条第二項の規定による水防管理者等への通知及び一般への周知

(三) 第十三条第三項の規定による水防管理者等への通知

第七条第四項第六十一号及び第六十二号を次のように改める。

六十一及び六十二 削除

第七条第四項第九十二号の三中(五)を(七)とし、(四)の次に次のように加える。

(五) 第七十五条第四項の規定による定期報告の受付

(六) 第七十五条第五項の規定による勧告

第七条第四項第百三号から第百五号までを次のように改める。

百三から百五まで 削除

第七条第四項第百十六号中「、第百三号(ニ)及び(ハ)」を削り、同項第百十七号中「、第六十一号(風致地区内における建築等の規制に関する条例第五条第一項の規定による処分に限る。)」を削る。

第九条ただし書を次のように改める。

ただし、第二十二号から第二十八号まで、第三十号から第四十一号の二まで及び第五十二号に掲げる事務については広島県呉地域保健所長、広島県東広島地域保健所長及び広島県尾三地域保健所長を除き、第五十一号(五)、第八十一号(一)から(五)まで及び(九)から(十)まで並びに第八十二号に掲げる事務については広島県広島地域保健所長、広島県芸北地域保健所長及び広島県福山地域保健所長に、第六十六号(一)から(四)までに掲げる事務については広島県広島地域保健所長に、第七十一号(四)から(七)までに掲げる事務については広島県広島地域保健所長及び広島県芸北地域保健所長に限り、第八十五号に掲げる事務については広島県

呉地域保健所長及び広島県尾三地域保健所長を除く。

第九条第二号中(四)を(五)とし、(三)を(四)とし、(二)を(三)とし、(一)を(二)とし、(一)の前に次のように加える。

(一) 第三条の三の規定による診療所の病床設置の届出の受付

第九条第三十号を次のように改める。

三十 興行場法施行条例（昭和五十九年広島県条例第十八号）第四条の規定による基準の適用の緩和等

第九条第七十号に次のように加える。

(四) 第五十六条第八項の規定による官公署に対する書類の閲覧又は資料の提供の要求（第五十条第五号に掲げる費用に係るものに限る。）

第十二条第一号中(甲)を(乙)とし、(乙)を(甲)とし、(丙)を(乙)とし、(丁)を(丙)とし、(戊)を(丁)とし、(己)を(戊)とし、(庚)を(己)とし、(辛)を(庚)とし、(壬)を(辛)とし、(癸)を(壬)とし、「(第五十条第七号及び第七号の二に掲げる費用に係るものに限る。）」を加え、同号(己)の下に「（第五十条第七号及び第七号の二に掲げる費用に係るものに限る。）」を加え、同号(己)を同号(庚)とし、同号(庚)を(己)とし、(甲)を(庚)とし、(乙)を(甲)とし、(丙)を(乙)とし、(丁)を(丙)とし、(戊)を(丁)とし、(己)を(戊)とし、(庚)を(己)とし、(辛)を(庚)とし、(壬)を(辛)とし、(癸)を(壬)とし、同号(癸)中「当該こども家庭センター所長が行う処分」を「第二十七条第一項第二号及び第三号、第二項並びに第七項の措置」に改め、同号(乙)を同号(甲)とし、同号(庚)の次に次のように加える。

(乙) 第三十一条第三項の規定による児童福祉施設の在所期間の延長及び児童の指定医療機関への委託の継続並びに措置の変更

(丙) 第三十一条第四項の規定による援助及び委託の継続

(丁) 第三十三条第二項の規定による一時保護及び一時保護の委託

第十二条第一号の三中(四)を(五)とし、(五)の前に次のように加える。

(五) 第十一条第四項の規定による必要な措置の実施

(六) 第十二条の三の規定による施設入所等の措置の報告の受付

第十二条第一号の三中(三)を(四)とし、(四)の前に次のように加える。

(四) 第十条の三の規定による報告の受付

第十二条第一号の三中(二)を(九)とし、(九)の前に次のように加える。

(九) 第九条の二第二項の規定による出頭要求、調査及び質問

(十) 第九条の三第一項の規定による安全の確認、臨検及び搜索

(十一) 第九条の三第二項の規定による調査及び質問

(十二) 第九条の三第三項の規定による許可状の請求

第十二条第一号の三中(一)を(四)とし、(四)の前に次のように加える。

(一) 第八条の二第二項の規定による出頭要求、調査及び質問

(二) 第八条の二第二項（第九条の二第二項の規定において準用する場合を含む。）の

規定による出頭要求に係る告知

(三) 第八条の二第三項の規定による立入り、調査、質問等

第二十四条の三第一号を次のように改める。

一 大気汚染防止法第二十二條第一項の規定による常時監視に係る測定施設の管理に関すること。

第二十四條の三第二号を削り、同條第三号を同條第二号とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に広島県補助金等交付規則（昭和四十八年広島県規則第九十一号

）第四條の規定により交付の決定を行っている経営構造対策事業及び新山村振興等農林漁業特別対策事業に係る平成十九年度の補助金等の事務にあつては、この規則による改正後の第七條第三項第十三号(二)の規定にかかわらず、なお従前の例による。